

ワイアールテック (株)

代表取締役

野崎 浩之 様

福島県知事 内 堀 雅 雄



特定建設業の許可について (通知)

令和 7年 6月 20日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 福島県知事 許可 (特一 7) 第 28709 号

許可の有効期間 令和 7年 7月 16日から 令和 12年 7月 15日まで

建設業の種類

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 12年 6月 15日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)